

広島県告示第四百八十三号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和元年七月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下	
発起人の住所及び氏名	加入区	法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	
廿日市市宮島町一〇〇四―三 竹内 賢二 廿日市市宮島町一〇二八―三 丸本 弘志 廿日市市宮島町一〇二五 丸本 孝雄 廿日市市宮島町一〇〇〇―二 沖野 忠浩 呉市豊浜町豊島三七二五―三 北倉 末喜 呉市豊浜町豊島四〇八〇―二 西倉 竹文 呉市豊浜町豊島三五〇八―九 西中 嘉文 呉市豊浜町豊島三六五七 北森 幹和 尾道市山波町六 神垣 松雄 尾道市山波町六八五―三 三浦 光二 尾道市山波町一〇八七 中濱 剛造 尾道市山波町七〇八―六一 三浦 貞夫	山波 豊浜町 宮島町	尾道東部漁業協同組合 呉豊島漁業協同組合 宮島漁業協同組合	令和元年七月一六日 令和元年七月三〇日 令和元年七月一六日 令和元年七月三〇日 令和元年七月一六日 令和元年七月三〇日	尾道東部漁業協同組合 呉豊島漁業協同組合 宮島漁業協同組合	